

令和8年度 三芳町単独予算事業（農業）

事業名	予算額（千円）	説明
【農業振興費】		
・農業資材適正処理推進事業	800	廃棄農業資材の処理費の一部を補助
・特別栽培推進事業	8,000	緑肥作物・有機肥料ブレンド材・病害虫駆除機の購入費の一部を補助
・生分解性フィルム推進事業	350	生分解性フィルム購入費の一部を補助
・畑作土壌改良事業	6,000	畑作土壌消毒剤購入費の一部を補助
・6次産業プラス支援事業	150	<p>農業者の生産性の向上や地域の活性化を図るため、農産物を活用した加工品の研究開発や新たなビジネスの展開など、農業・商業・工業が連携した6次産業化に取り組みについて支援。また、農業を地域資源と捉え、加工品の開発だけではなく、都市交流・観光・教育・自然環境等様々な要素を農業にプラスし、積極的な農業のPR活動にも支援。（事業費の1/2以内、上限5万円）</p>
・農業改善事業	10,000	<p>機械・施設などの購入費の一部を認定農業者及び共同購入者へ補助（事業費の1/3以内、上限100万円）</p>

令和8年度 農業資材適正処理推進事業補助金の概要

現在、プラスチック被覆資材等を利用した栽培の増加に伴い、毎年多量の使用済みプラスチックが排出されています。しかし、環境問題等から処分方法が見直され、有料で処分しなければならなくなり、農家負担が大きくなっています。

この補助金は、処分に要する費用の一部を補助金として交付し、農家負担の軽減を図る制度です。

令和8年度は下記の回収を対象といたしますのでご活用下さい。

なお、不明な点につきましては、観光産業課または、いるま野農協第2営農販売センターまでお問い合わせください。

記

- ① 令和8年度の予算額は800,000円です。
補助額＝個人の処理金額×補助率
(補助率は、予算額を全体の処理金額で割って算出します。)
- ② 対象物は、廃ポリ（肥料ポリ袋・ポリエチレンフィルム・農PO・農サクビ）と廃ビニール（塩化ビニール）の2種類です。
- ③ 回収場所は、いるま野農協東部第1共販センター及び第2共販センターです。

回収実施予定は、下記のとおりです。

廃ポリ	令和8年7月、10月
	令和9年1月
廃ビニール	令和8年10月

- ④ いるま野農協での回収の方（個人情報取扱いについて同意書を提出された方に限る）は、申請した内容が、直接いるま野農協より役場へ情報があがりますので、特別な手続きは必要ありません。
- ⑤ いるま野農協での回収の方（個人情報取扱いについて同意書を提出されない方）及びいるま野農協以外の産廃業者に処分をお願いした場合は、その領収証を三芳町観光産業課までご提出ください。

〔補助金についての問い合わせ〕 三芳町観光産業課

電話：258-0019(内線212)

〔回収についての問い合わせ〕

いるま野農協 第2営農販売センター

電話：274-1466

令和8年度 特別栽培（有機）推進事業の概要

三芳町では、減農薬・減化学肥料農業を推進し、緑肥作物、有機肥料製造ブレンド材の導入による地力増進、害虫駆除器導入による適期防除、景観作物導入による風食対策を講じます。

そこで、「緑肥」・「フェロモントラップ」・「景観作物」・「有機肥料ブレンド材」を購入した人に事業費の一部として補助金を交付し、農家負担の軽減を図っていききたいと存じます。

※ 令和8年度の総補助金額は、8,000,000円となっています。

補助額＝個人の購入金額×補助率

（補助率は、予算額を全体の購入金額で割って算出します。）

1 補助対象

- ※ 緑肥補助対象は、小麦類・エン麦類・ライ麦類・ソルゴー類・その他（アフリカトール・ソイルクリーン・ハリーベッチなど）
- ※ フェロモン・トラップ補助対象は、ハモンヨトウ用・トウカネグイ用など
- ※ 景観作物補助対象は、菜の花・ヒマワリ・コスモス・ポピー等
- ※ 有機肥料ブレンド材補助対象は、肥料取締法に基づき、分類される肥料の種類。※対象の肥料の書類は別紙のとおり

2 令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に購入されたものが対象となります。

なお提出された領収書は返却しませんので、他に使用される方は領収証の写し（コピー）を添付してください。

ただし、農協（口座振替で支払い）及び山田採種場・清水商事・むさしの有機・鈴兼米穀・種七農芸園より購入された方（個人情報取扱いについて同意書を提出された方に限る）は、領収証の添付は必要ありません。

※農協より現金で購入された場合は、領収証の添付が必要です。

※農協で口座振替にて購入した分は、購入日ではなく口座引き落とし日が令和8年1月1日から令和8年12月31日のものが対象になります。

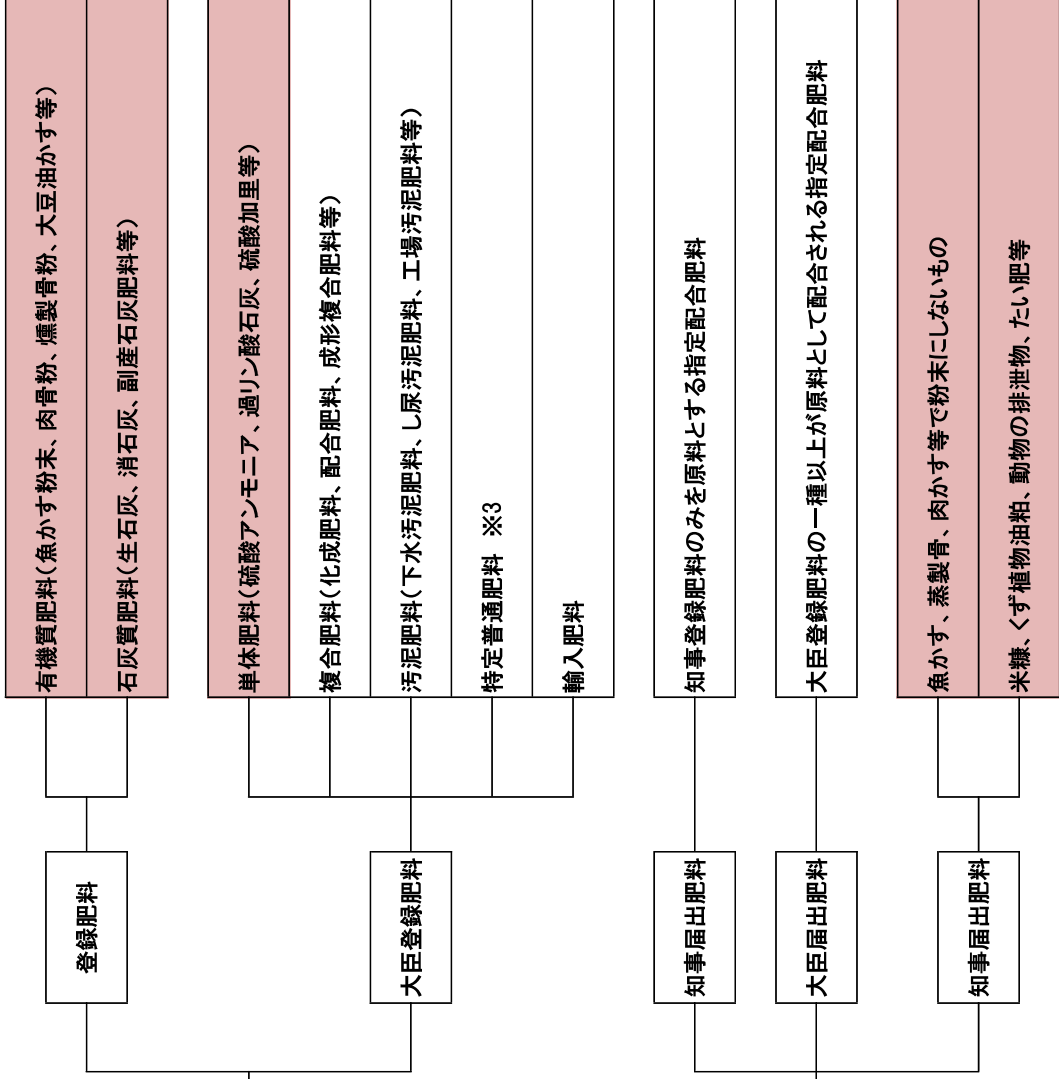
3 決定しました補助金は、振込にて支払われますが、農協口座を有する人の氏名で申請してください。なお家族で複数の方が購入された場合は、申請人を統一していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】 三芳町観光産業課 農業振興担当
電話番号（258）0019 内線212

有機肥料ブレンド材補助対象表

肥料取締法に基づき、分類される肥料の種類

※色塗りしてある種類が対象肥料



普通肥料※1

特殊配合以外の肥料であって、汚泥肥料を除き有効成分等について公定規格等が設けられるもの

特殊肥料※2

農林水産大臣が指定する肥料であって、有効成分について規定がないもの

特定普通肥料※3

含有している成分である物質が植物に残留する性質からみて、施用方法によっては人畜に被害を生ずるおそれがある農産物

が生産されるものとして政令で定める普通肥料

令和8年度 生分解性フィルム推進事業の概要

現在、使用している農ビ・農ポリフィルムはゴミ処理における環境問題や片づけ作業時の労働コスト高を生じさせています。ゴミ処理の解消、労働コストの削減、生産性向上と省力化が期待できるため、三芳町では農業資材「生分解性マルチフィルム」の活用推進を図るため、購入費の一部を補助します。

- 1 令和8年度の総補助金額は 350,000 円となっています。
- 2 補助額＝個人の購入金額×補助率
(補助率は、予算額を全体の購入金額で割って算出します。)
- 3 **令和8年1月1日～令和8年12月31日**までの間に購入されたものが対象となります。

なお提出された領収書は返却しませんので、他に使用される方は領収証の写し(コピー)を添付してください。

ただし、農協(口座振替で支払い)及び山田採種場・清水商事・むさしの有機・鈴兼米穀・種七農芸園より購入された方(個人情報取扱いについて同意書を提出された方に限る)は、領収証の添付は必要ありません。

※農協より現金で購入された場合は、領収証の添付は必要です。

※農協で口座振替にて購入した分は、購入日ではなく口座引き落とし日が**令和8年1月1日から令和8年12月31日**のものが対象になります。

- 4 決定しました補助金は、振込にて支払われますが、農協口座を有する人の氏名で申請してください。なお家族で複数の方が購入された場合は、申請人を統一していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】三芳町観光産業課 農業振興担当
電話 258-0019 内線212

令和8年度 畑作土壌改良事業補助金の概要

三芳町では、土壌の質向上及び高品質野菜の収量アップを進め農業経営の安定を図るため、畑作土壌改良剤を購入した人に事業費の一部として補助金を交付し、農家負担の軽減を図っています。

つきましては、今年度の補助金申請をするにあたって、別紙の土壌改良剤購入状況報告書【記入例】の注意事項及び畑作土壌改良剤補助対象表をよくお読みになり、領収証を添えて提出していただきますようお願いいたします。

- 1 令和8年度の総補助金額は、6,000,000円となっています。
補助額＝個人の購入金額×補助率
(補助率は、予算額を全体の購入金額で割って算出します。)
- 2 領収証を添付していただきますが、令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に購入されたものが対象となります。
なお提出された領収証は返却しませんので、他に使用される方は領収証の写し(コピー)を添付してください。
ただし、農協(口座振替で支払い)及び山田採種場・清水商事・むさしの有機・鈴兼米穀・種七農芸園より購入された方(個人情報取扱いについて同意書を提出された方に限る)は、領収証の添付は必要ありません。

※農協より現金で購入された場合は、領収証の添付は必要です。

※農協で口座振替にて購入した分は、購入日ではなく口座引き落とし日が令和8年1月1日から令和8年12月31日のものが対象になります。

- 3 決定しました補助金は、振込にて支払われますが、農協口座を有する人の氏名で申請してください。なお家族で複数の方が購入された場合は、申請人を統一していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ】三芳町観光産業課 農業振興担当
電話(258)0019 内線212

令和8年度 畑作土壌改良剤補助対象表

① 補助対象〔下記の種類に属する物が補助対象です〕

種 類	商 品 名
クロルピクリン	ドロクロール・土壌ピクリン・ クロピク80・CPテープ・ クロルピクリン等
トラペックサイド	トラペックサイド等
タゾメット	バスアミド・ガスタード等
D-D	D-D・テロン92・D-C油剤 D-D92・プラズマ等
D-D又は クロルピクリン 等混合剤	ディトラペックス・ルーテクト油剤 ネマクロペン・ソイリーン等
カーバム剤	キルパー、NCS剤等
そ の 他	フロンサイト [®] ・セ [®] ジン [®] ・ネマトリンエース [®] ・ダ [®] コソイル [®] ・ ダ [®] コソイル [®] ・ラク [®] ビー [®] 粒剤 [®] ・ユニフォーム [®] ・モンカット [®] 等

② 補助対象外

種 類	商 品 名
臭化メチル 地球温暖化（オゾン 層破壊）につながる ため	サンヒューム・カヤヒューム・ ニチヒューム・アサヒヒューム・ アサヒメチルブロマイド・ クノヒューム等
サイロン	サイロン等 ※クロルピクリン+臭化メチル
そ の 他	床土、用土、本畑土壌の消毒以外の物

※この表に載っていない商品でも、①の補助対象の種類と同成分のものは検討したいと考えております。

三芳町長 殿

参考

三芳町農業振興補助事業に係る個人情報の取扱いについて

以下の「個人情報の取扱い」についてよくお読みになり、その内容に同意する場合は「個人情報の取扱いの確認」欄に署名をお願いします。

三芳町は、肥料販売店等から提供を受けた三芳町農業振興補助事業に関する購入履歴等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等に基づき適正に管理し、本業務の実施のために利用します。

提供する情報の内容	①購入者氏名、②住所、③購入品名、④数量及び単価、⑤金額（税抜、税込）、⑥購入日（供給日、農ポリ等回収日）等
情報を提供する関係機関	いるま野農業協同組合、その他肥料販売店
情報提供を受ける機関	三芳町役場（観光産業課）

個人情報の取扱いの確認

「個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

令和 年 月 日

住所：三芳町大字

氏名：

令和8年度認定農業者(農業経営改善計画) の申請について

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を町が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

認定農業者の認定を希望される方は、

令和8年5月15日(金)までに窓口へお越してください。

連絡先:三芳町観光産業課農業振興担当

TEL:049-258-0019(内線 212・213・216)

認定農業者の皆さまへ

農業経営人材育成 研修プログラム

(オンライン講座)

受講料
無料

初級コース



カリキュラムの特色

農業の担い手が減少する中、認定農業者が担うべき経営の姿を確認し、今後の農業経営として進むべき方向性を考える機会を提供します。

科目紹介

全1科目 (総研修時間: 約20分)

「経営総論」

経営マネジメントに関する理論と実践例を基に、経営者としてやるべきことや目指すべき経営者像が学べます。

講師: 高田 裕司 (監修)

(特非) 日本プロ農業総合支援機構
上席コンサルタント
中小企業診断士



研修内容

認定農業者として取り組んでほしい経営管理、経営戦略と経営者マインドの大切さについて、約20分で学べます。

受講期間

~2027年

3月26日 (金)

申込方法

以下の二次元コード、
又はURLからお申込みください。



<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/login>

※研修プログラムはSATT株式会社の「学び〜と」を利用しています。

【お問合せ先】株式会社QUICK

(令和8年度経営発展・就農促進委託事業受託先)



050-1706-3124

平日9:00~17:00 (土日祝日を除く)



ds.agri.mgmt.x.ug@quick.jp

中級コースのご案内

※ 学びたい科目のみの受講もできます。

初級コース

を修了したら…

Next Step ! ▼

中級コース

農業経営の指導経験が豊富な専門家から、農業経営に必要な様々な知識や事例などについて、充実した研修プログラムを受講できます。
農業経営者としてのレベルアップが目指せます。

全**13**科目 ◆総研修時間(約15時間)

1. 経営総論
2. 経営戦略の企画・立案
3. マーケティング戦略の策定
4. 事業計画の策定
5. 農業における会計と税務
6. 労務管理
7. 農地制度
8. 知的財産
9. 農業経営のカイゼン
10. データに基づく経営分析
11. 農業法務
12. 農業経営の法人化
13. 経営継承

中級コースのお申込みは
右の二次元コードを読み取るか
下記URLよりお申込みください。



<https://agri-educ.maff.go.jp/keiei/login>

ご案内：農業経営に役立つシステム

生産原価と財務状況を可視化する以下のシステムを、**登録不要・無料**でご利用いただけます。

利用料
無料

生産原価概算システム

税務申告書類の数値をオンラインで入力することで、品目ごとの大まかな生産原価(材料費、労務費、その他経費)をグラフで表示できます。



農畜産物生産原価概算システム

▲二次元コード読み取り、又は上記ワードでインターネット検索

農畜産物生産
原価概算システム
品目別の生産原価を概算で把握
農林水産省が提供する生産原価を把握するためのシステムです

数値入力のみ
カンタン操作

登録不要で
気軽にできる!

無料 分析スタート

財務分析システム

税務申告書類の数値をオンラインで入力することで、収益性・安全性などの主要な財務指標が自動計算され、同規模の営農類型の経営体と比較できます。(2025(令和5)年度の統計データ)にも対応)



農業経営財務分析システム

▲二次元コード読み取り、又は上記ワードでインターネット検索

農業経営
財務分析システム
決算書の数値を入力して簡単に財務分析!
農林水産省が提供する簡単に財務分析ができるシステムです

数値入力のみ
カンタン操作

統計データと
比較できる!

登録不要で
すぐできる!

無料 分析スタート

認定農業者制度の運用変更について(お知らせ)

平素より三芳町の農政推進にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、三芳町における認定農業者制度の運用を見直し、令和8年度より、一定の条件を満たす場合において、1世帯内で複数人の認定農業者を認めることといたしましたので、お知らせいたします。

運用変更の背景

これまで三芳町では、認定農業者制度について1世帯(戸)につき1名のみ認定農業者とする運用をしてまいりました。しかし、国や県では既に、一定の条件を満たす場合において1世帯内で複数の認定農業者を認めており、近隣市町村でも同様の運用が進んでおります。

また、認定農業者であることが国・県等における補助金申請要件となっているケースもあり、親元就農等の場合でも独立して認定を受けることによって、より多様な農業経営へ対応できるものと考えております。

これらの国や県の制度運用の動向や、地域の農業経営の多様化と後継者育成の必要性を踏まえ、三芳町として認定農業者制度の見直しを行うこととしました。

新たな運用内容

【世帯内で複数認定となる主な条件】

以下の条件をすべて満たす場合、世帯内で複数人の認定農業者として認定いたします。

- 自らの名義で開業していること(個人事業の開業届や法人設立届の提出)。
- 自らの名義で農地を所有または借り受けていること
- 自らの名義で農産物(例:野菜)を販売していること
- 農業機械や農作業小屋など農業経営に必要な設備について、使用権原を有していること
- 自らの所得のみで、5年後に年間380万円を超える計画が立てられること

※ 同一世帯内で既に認定農業者となっている方と別の農業経営を行っている必要があります。

※ 三芳町の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」および埼玉県の「農業経営基盤の強化に関する基本方針」に準じて審査を行います。

【家族経営協定による認定について】

世帯内であって経営分離がされていない方による、認定農業者の取得方法として、国および県の通知に基づく、家族経営協定により、複数人が連名で認定農業者として認められる制度も整備されています。

家族経営協定とは、家族等の関係者が農業経営の役割分担や権限、責任、収益配分などを明確に定めた書面であり、共同経営の実態を示すものとなります。

※農業改善事業(機械補助)につきましては、新たな認定農業者制度に基づく制度の見直し期間等が必要となることから、従来通りとし、1世帯(戸)複数の認定農業者による補助制度の運用方法につきましては、引き続き検討してまいります。

お問い合わせ先

三芳町観光産業課 農業振興担当

TEL:049-258-0019(内線 212・213・216)

令和8年度 農業改善事業補助金の概要

生産基盤の整備または経営改善のために、機械化や施設等の共同導入により労働力の省力化、効率的で安定的な生産を実現できる体制の確立を図ることを目的としている。この補助金は、それらに要する費用の一部を町が補助金として交付し、農業者の負担軽減を図る制度です。

記

1. 令和8年度の総補助金額は、10,000,000円となっています。
2. 補助率については、事業費の3分の1以内とします。
(補助金限度額は1,000,000円。ただし、ヤマ掃き等に使用する器具・機械の購入等は300,000円)
3. 補助対象は、導入しようとする関係農家。認定農業者または農家集団（原則として町内在住の農業者2戸以上で組織された団体）であること。
(農家集団にあつては耕作面積の合計が2.0ヘクタール以上あること)
4. **6月30日(火)までの受付**とし、予算額を超した場合は、全体額を按分した額が補助額となります。

- ※ 申請関係者は、補助金を交付された場合、以後5年間は交付申請できません。
ただし、埼玉県知事による特別災害の指定を受けた場合を除く。
- ※ 認定農業者への登録を希望される方は、早急に観光産業課農業振興担当までご連絡をお願いします。

【補助対象例】

トラクター・収穫機・選別機・予冷庫・堆肥運搬車・肥料散布機・緑肥すき込み機・ビニールハウス・農業用井戸・刈払機・チェーンソー
ヤマ掃き等に使用する器具（熊手、カゴ）など

【問い合わせ・申し込み先】三芳町観光産業課 農業振興担当

電話：049(258)0019 内線212

農業改善事業補助金フロー

① 希望農家把握（JA・農家組合長等）

※関係農家は、認定農業者又は、原則として2戸以上の農家集団

↓

↓

② 農業振興事業補助金交付申請

↓ 5月下旬

↓

↓ **6月30日(火)まで**

↓

③ 補助金交付決定通知（町）7月上旬

↓

↓ 申請者は、農業機械等を発注する。

↓ 納品後は、下記の手続きを行って下さい。また納品された機械等には

↓ この制度資金を活用した証明として、「令和8年度農業改善事業」の文字を

↓ シール又は手書きでも良いので記して下さい。

↓

④ 検査 ※役場から検査にお伺いします。この検査が済むまでは、納品された

↓

トラクター等は、使用しないで下さい。

↓

↓

⑤ 農業振興事業実績報告書

- ・事業実績（町）
- ・収支決算書（町）
- ・農業機械等の写真（前後左右）

↓

↓

⑥ 町費補助金請求書（町）

↓

↓

⑦ 支出 検査・実績報告書提出後、請求書記載の口座に補助金を振り込みます。

↓

↓

⑧ 領収書提出

※ 農協を通じて申請している方は、実績報告・請求書の作成を農協に依頼して下さい。

三芳町6次産業プラス支援事業

▶ 対象事業

- ・加工品の研究及び試作 ・農産物の試験的栽培
- ・機械・装置等のリース ・料理メニュー等の開発
- ・包装デザイン等の開発
- ・農産物、加工品等の成分分析やPR活動

▶ 予算額

- ・令和8年度予算額15万円

▶ 補助額

- ・補助対象経費の2分の1以内で、5万円を上限
※予算額を超えた場合には按分しての交付になります。

▶ 補助対象期間

- ・令和8年5月1日(金)～令和9年2月26日(金)までに
実施・終了する事業

▶ 応募期間

- ・令和8年5月1日(金)～10月30日(金)

▶ 事業主体

- ・町内農業者 ・町内農業者団体
- ・町内農業者が主な構成員になっている団体
- ・町内の生産組織と連携して取り組む民間企業・事業者

ご希望の方は下記担当までご相談ください。

ご相談:三芳町役場 観光産業課 農業振興担当
(電話:049-258-0019 内線212)

令和8年度 三芳町農業後継者補助金のお知らせ

➤ 補助金内容

- ・農業後継者の育成を目的とする農業生産・農業経営等に関する修学及び研修等への参加に対し、町が予算の範囲内において補助金を交付いたします。

➤ 対象となる研修

- ・埼玉県主催の**農業機械利用技能者養成研修**や埼玉農業経営塾などが対象となります。



今回一緒に回覧している
令和8年度農業機械利用技能者養成研修も対象になります！

➤ 対象者(次のいずれにも該当する方)

- ・三芳町内に在住で、4Hクラブ、みよし野菜ブランド化推進研究会、後継者部会など、町が指定する農業者団体に所属している者
- ・現に三芳町において農業に従事している農業後継者

➤ 補助金交付額

- ・受講料など修学及び研修に要する費用を1人あたり50,000円を上限に補助します(令和8年度予算額:100,000円)。

➤ 交付金申請に必要な書類

- ・修学及び研修等に主催者から選考されたことを証する通知
- ・修学及び研修等成果を記した報告書(様式任意)
- ・修学及び研修等に係る負担金額が明らかになる書類
- ・自己が負担した修学及び研修等に係る負担金の領収証の写し
- ・その他町長が必要と認める書類

➤ 問合せ

三芳町役場観光産業課

〒354-8555 三芳町大字藤久保1100番地1

電話番号:049-258-0019(内線212)

